

南佐久郡中学校部活動運営委員会会則

(名称)

第1条 本会は、『南佐久郡中学校部活動運営委員会』と称する。

(組織)

第2条 本会は、南佐久郡内の町村教育委員会及び中学校をもって組織する。

(目的)

第3条 部活動の地域移行や部員不足の問題など、現在中学校の部活動を取り巻く諸問題に対処し、南佐久地域における持続可能な中学校部活動の実現を図るものとする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 休日における南佐久地域の中学校部活動の地域移行の企画調整・運営
- (2) 拠点校方式による南佐久地域の中学校部活動の企画調整・運営
- (3) 平日における南佐久地域の中学校部活動の地域移行の試行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 会長は、郡教育長会の互選とする。
- (2) 副会長 2名 副会長は、郡教育長会から1名、郡内中学校長から1名とする。
- (3) 運営委員 各教育長及び南佐久郡内中学校長並びにコーディネーターとする。
- (4) 南佐久郡 PTA 連合会代表 当該年度の郡 P 会長が所属する中学校区の中学校 PTA 会長
- (5) 監 事 2名 監事は、郡教育長会から1名、郡内中学校長から1名とする。

(任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、任期中に異動が生じた場合は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、会務運営のための必要な事項を決議し執行する。

4 コーディネーターは、学校・各競技団体との連携・調整、各町村教委への連絡等、会の事務を統括する。

5 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

2 総会は、毎年1回会長が召集するものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会においては、次の事項を決議又は承認する。

(1) 会則の制定及び改廃に関する事

(2) 事業計画及び報告に関する事

(3) 予算及び決算に関する事

(4) 役員に関する事

(5) その他、部活動の運営に関し重要な事項

4 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、佐久穂町教育委員会内におく。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

2 本会の経費は、構成町村からの負担金及び国・県の補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、運営委員会に諮り会長が定める。

(附則)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年4月1日一部追加。